



三重県公報

令和6年11月29日 (金)

第 571 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|----------------------|--|------------------|-----|
| 規 則 | | | |
| 60 | 三重県食品衛生規則の一部を改正する規則 | (食 品 安 全 課) | 3 |
| 61 | 三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 | (住 宅 政 策 課) | 5 |
| 人 事 委 規 則 | | | |
| | 三重県人事委員会規則7-4 (職員の特殊勤務手当に関する規則) の一部を改正する規則 | (人 事 委 員 会) | 6 |
| 企 業 庁 管 理 規 程 | | | |
| 5 | 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程 | (企 業 庁) | 6 |
| 告 示 | | | |
| 805 | 生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出 | (地 域 福 祉 課) | 7 |
| 806 | 生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出 | (同) | 8 |
| 807 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出 | (同) | 8 |
| 808 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出 | (同) | 9 |
| 809 | 保安林の指定施業要件の変更に係る通知 | (治 山 林 道 課) | 9 |
| 810 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 | (中小企業・サービス産業振興課) | 9 |
| 811 | 同件 | (同) | 10 |
| 812 | 同件 | (同) | 10 |
| 813 | 同件 | (同) | 10 |
| 814 | 土砂災害警戒区域の指定 | (防 災 砂 防 課) | 11 |
| 815 | 同件 | (同) | 11 |
| 816 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (同) | 11 |
| 817 | 同件 | (同) | 15 |
| 公 告 | | | |
| | 三重県公営企業の業務状況の公表 | (財 政 課) | 16 |
| | 三重県流域下水道事業の業務状況の公表 | (同) | 24 |
| | 三重県病院事業の業務状況の公表 | (同) | 28 |
| | 国土調査に係る成果の認証 | (水資源・地域プロジェクト課) | 32 |
| | 公共測量を実施する旨の通知 | (公 共 用 地 課) | 32 |
| | 建設業法の規定による営業の停止を命じた旨 | (建 設 業 課) | 32 |
| | 建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧 | (建 築 開 発 課) | 32 |
| | 開発行為に関する工事の完了 | (同) | 33 |

特定調達公告

落札者を決定した旨

(水産研究所) 33

規 則

三重県食品衛生規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年十一月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十号

三重県食品衛生規則の一部を改正する規則

三重県食品衛生規則（令和三年三重県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(ふぐ処理者免許の申請)</p> <p>第三十四条 条例第八条第一項のふぐ処理者免許を受けようとする者は、ふぐ処理者免許申請書(第二十号様式)に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。</p> <p>一 麻薬、あへん又は覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書(発行から三月以内のものに限る。)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(ふぐ処理者免許の申請)</p> <p>第三十四条 条例第八条第一項のふぐ処理者免許を受けようとする者は、ふぐ処理者免許申請書(第二十号様式)に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。</p> <p>一 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者の有無に関する医師の診断書(発行から三月以内のものに限る。)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> |

第二十号様式を次のように改める。

第 20 号様式（第 34 条関係）

ふぐ処理者免許申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

| | |
|---------|------------------------|
| 住 所 | 〒 (電話 — —) |
| ふりがな | |
| 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |

ふぐ処理者免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

| | | | |
|----------------|--------------------------------|-------------------|-------|
| 申請要件 | 1 ふぐ処理者 試験合格者 | 合格年月日 | 年 月 日 |
| | | 合格番号 | |
| | 2 条例第8条 第1項第2号 に規定する者 | 認定年月日 | 年 月 日 |
| | | 認定番号 | |
| 免許の取消し の有 無 | 有 ・ 無 | (有のときは、その理由及び年月日) | |

- 添付書類 1 麻薬、あへん又は覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書（発行から3月以内のもの）
- 2 条例第8条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

証紙貼付

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年十二月十二日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県食品衛生規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の三重県食品衛生規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則の規定に基づき作成された用紙で、現に存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年十一月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十一号

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則及び三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成八年三重県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (緊急連絡人) 第九条 条例第十一条第一号の規則で定める要件は、 <u>入居決定者の三親等以内の親族（同居親族を除く。）であることとする。</u> | (緊急連絡人) 第九条 条例第十一条第一号の規則で定める要件は、 <u>その住所地又は勤務地が三重県内に所在し、入居決定者の三親等以内の親族（同居親族を除く。）であることとする。</u> |
| 2～5 (略) | 2～5 (略) |

(三重県営住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県営住宅条例施行規則（平成九年三重県規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----|-----|-----|-------------|-----|-----------|------|-----|-----|--|--------|-----|-----|-----|-------------|-----|-----|-----|
| (緊急連絡人) 第六条 条例第十条第一項第一号の規則で定める要件は、 <u>入居決定者の三親等以内の親族（同居親族を除く。）であることとする。</u> | (緊急連絡人) 第六条 条例第十条第一項第一号の規則で定める要件は、 <u>その住所地又は勤務地が三重県内に所在し、入居決定者の三親等以内の親族（同居親族を除く。）であることとする。</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2～5 (略) | 2～5 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第二（第二十七条の五関係） | 別表第二（第二十七条の五関係） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車場の名称</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>エスペラント末広駐車場</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上川第二団地駐車場</td> <td>千六百円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 駐車場の名称 | 使用料 | (略) | (略) | エスペラント末広駐車場 | (略) | 上川第二団地駐車場 | 千六百円 | (略) | (略) | <table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車場の名称</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>エスペラント末広駐車場</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 駐車場の名称 | 使用料 | (略) | (略) | エスペラント末広駐車場 | (略) | (略) | (略) |
| 駐車場の名称 | 使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| エスペラント末広駐車場 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上川第二団地駐車場 | 千六百円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 駐車場の名称 | 使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| エスペラント末広駐車場 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

- 1 この規則は、令和六年十二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に入居の申込み（三重県特定公共賃貸住宅条例（平成八年三重県条例第二十八号）第七条第一項又は三重県営住宅条例（平成九年三重県条例第五十二号）第八条第一項の規定による入居の申込みをいう。）をした者については、第一条の規定による改正後の三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則第九条第一項及び第二条の規定による改正後の三重県営住宅条例施行規則第六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年十一月二十九日

三重県人事委員会委員長 中村佳子

三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（災害応急作業等手当）</p> <p>第二十八条 条例第三十七条第一項の人事委員会規則で定める災害は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項の規定に基づく特定災害対策本部、同法第二十四条第一項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された災害その他人事委員会がこれらに相当すると認めるもの（条例第三十七条第一項第二号及び第三号の業務並びに同項第四号の業務（同項第二号又は第三号の業務に相当するものに限る。）にあつては、三重県外で発生したものに限る。）をいう。</p> <p>2～4 （略）</p> | <p>（災害応急作業等手当）</p> <p>第二十八条 条例第三十七条第一項の人事委員会規則で定める災害は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項の規定に基づく特定災害対策本部、同法第二十四条第一項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された災害（条例第三十七条第一項第二号及び第三号の業務並びに同項第四号の業務（同項第二号又は第三号の業務に相当するものに限る。）にあつては、三重県外で発生したものに限る。）をいう。</p> <p>2～4 （略）</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の規定は、令和六年九月二十一日から適用する。

企業庁管理規程

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和六年十一月二十九日

三重県企業庁長 河北智之

三重県企業庁管理規程第五号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程
 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和四十二年三重県企業庁管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（特殊勤務手当の支給）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 災害応急作業等手当は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項の規定に基づく特定災害対策本部、同法第二十四条第一項</p> | <p>（特殊勤務手当の支給）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 災害応急作業等手当は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項の規定に基づく特定災害対策本部、同法第二十四条第一項</p> |

| | |
|--|--|
| の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第二十八 条の二第一項の規定に基づく緊急災害対策本部が設 置された災害その他企業庁長がこれらに相当すると 認めるもの（別表第五災害応急作業等手当の項支給範 囲の欄第一号イ、ハ及びニに定める業務並びに同号ホ に定める業務（同号イ、ハ又はニに定める業務に相当 するものに限る。）にあつては、三重県外で発生した ものに限る。）に係る業務に従事したときに支給する。 | の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第二十八 条の二第一項の規定に基づく緊急災害対策本部が設 置された災害（別表第五災害応急作業等手当の項支給 範囲の欄第一号イ、ハ及びニに定める業務並びに同号 ホに定める業務（同号イ、ハ又はニに定める業務に相 当するものに限る。）にあつては、三重県外で発生し たものに限る。）に係る業務に従事したときに支給す る。 |
|--|--|

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定は、令和六年九月二十一日から適用する。

告 示

三重県告示第 805 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 11 月 29 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 指定介護機関の名称 | 所在地 | 事業（サービ ス）の種類 | 変更事項 | 変更内容 | | 変 更 年月日 |
|-------------------------|---------------------------|-------------------------|------|----------------------|---------------------|---------------------|
| | | | | 新 | 旧 | |
| しましま薬局 | 松阪市上川町 2194-16 | 居宅療養管理 指導 | 名称 | しましま薬局 | とまと薬局 | 令和 6 年 9 月 1 日 |
| しましま薬局 | 松阪市上川町 2194-16 | 介護予防居宅 療養管理指導 | 名称 | しましま薬局 | とまと薬局 | 令和 6 年 9 月 1 日 |
| 医療法人徳新会 四 日市徳新会病院 | 四日市市久保 田二丁目 1 番 2 号 | 訪問看護 | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和 6 年 10 月 1 日 |
| 医療法人徳新会 四 日市徳新会病院 | 四日市市久保 田二丁目 1 番 2 号 | 訪問リハビリ テーション | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和 6 年 10 月 1 日 |
| 医療法人徳新会 四 日市徳新会病院 | 四日市市久保 田二丁目 1 番 2 号 | 居宅療養管理 指導 | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和 6 年 10 月 1 日 |
| 医療法人徳新会 四 日市徳新会病院 | 四日市市久保 田二丁目 1 番 2 号 | 通所リハビリ テーション | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和 6 年 10 月 1 日 |
| 医療法人徳新会 四 日市徳新会病院 | 四日市市久保 田二丁目 1 番 2 号 | 介護予防訪問 看護 | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和 6 年 10 月 1 日 |
| 医療法人徳新会 四 日市徳新会病院 | 四日市市久保 田二丁目 1 番 2 号 | 介護予防訪問 リハビリテー ション | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和 6 年 10 月 1 日 |
| 医療法人徳新会 四 日市徳新会病院 | 四日市市久保 田二丁目 1 番 2 号 | 介護予防居宅 療養管理指導 | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和 6 年 10 月 1 日 |
| 医療法人徳新会 四 日市徳新会病院 | 四日市市久保 田二丁目 1 番 2 号 | 介護予防通所 リハビリテー ション | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和 6 年 10 月 1 日 |
| 訪問看護ステーショ ンれんげの里 | 桑名市新西方 2 丁目 1 番地 | 訪問看護 | 所在地 | 桑名市新西方 2 丁 目 1 番地 | 桑名市蓮花寺 825 番地 33 | 令和 5 年 12 月 11 日 |
| 訪問看護ステーショ ンれんげの里 | 桑名市新西方 2 丁目 1 番地 | 介護予防訪問 看護 | 所在地 | 桑名市新西方 2 丁 目 1 番地 | 桑名市蓮花寺 825 番地 33 | 令和 5 年 12 月 11 日 |

| | | | | | | |
|----------|-------------|----------------|----|----------|--------------|------------|
| ヨナハ丘の上病院 | 桑名市さくらの丘1番地 | 訪問型サービス(独自/定率) | 名称 | ヨナハ丘の上病院 | 医療法人ヨナハ丘の上病院 | 令和6年10月31日 |
|----------|-------------|----------------|----|----------|--------------|------------|

三重県告示第806号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和6年11月29日

三重県知事 一見勝之

| 指定介護機関の名称 | 所在地 | 事業(サービス)の種類 | 廃止年月日 |
|---------------------------|----------------|--------------|-----------|
| 医療法人徳洲会 四日市徳洲会短期入所生活介護事業所 | 四日市市久保田二丁目1番2号 | 短期入所生活介護 | 令和6年9月30日 |
| 医療法人徳洲会 四日市徳洲会短期入所生活介護事業所 | 四日市市久保田二丁目1番2号 | 介護予防短期入所生活介護 | 令和6年9月30日 |
| 医療法人徳洲会 四日市徳洲会介護センター | 四日市市久保田2丁目1-2 | 居宅介護支援 | 令和6年9月30日 |

三重県告示第807号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和6年11月29日

三重県知事 一見勝之

| 指定介護機関の名称 | 所在地 | 事業(サービス)の種類 | 変更事項 | 変更内容 | | 変更年月日 |
|------------------|----------------|-----------------|------|------------------|------------------|-----------|
| | | | | 新 | 旧 | |
| しましま薬局 | 松阪市上川町2194-16 | 居宅療養管理指導 | 名称 | しましま薬局 | とまと薬局 | 令和6年9月1日 |
| しましま薬局 | 松阪市上川町2194-16 | 介護予防居宅療養管理指導 | 名称 | しましま薬局 | とまと薬局 | 令和6年9月1日 |
| 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 四日市市久保田二丁目1番2号 | 訪問看護 | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和6年10月1日 |
| 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 四日市市久保田二丁目1番2号 | 訪問リハビリテーション | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和6年10月1日 |
| 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 四日市市久保田二丁目1番2号 | 居宅療養管理指導 | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和6年10月1日 |
| 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 四日市市久保田二丁目1番2号 | 通所リハビリテーション | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和6年10月1日 |
| 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 四日市市久保田二丁目1番2号 | 介護予防訪問看護 | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和6年10月1日 |
| 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 四日市市久保田二丁目1番2号 | 介護予防訪問リハビリテーション | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和6年10月1日 |
| 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 四日市市久保田二丁目1番2号 | 介護予防居宅療養管理指導 | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和6年10月1日 |
| 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 四日市市久保田二丁目1番2号 | 介護予防通所リハビリテーション | 名称 | 医療法人徳新会 四日市徳新会病院 | 医療法人徳洲会 四日市徳洲会病院 | 令和6年10月1日 |
| 訪問看護ステーション | 桑名市新西方 | 訪問看護 | 所在地 | 桑名市新西方2丁 | 桑名市蓮花寺825 | 令和5年 |

| | | | | | | |
|-----------------|--------------|----------------|-----|--------------|---------------|------------|
| ンれんげの里 | 2丁目1番地 | | | 目1番地 | 番地33 | 12月11日 |
| 訪問看護ステーションれんげの里 | 桑名市新西方2丁目1番地 | 介護予防訪問看護 | 所在地 | 桑名市新西方2丁目1番地 | 桑名市蓮花寺825番地33 | 令和5年12月11日 |
| ヨナハ丘の上病院 | 桑名市さくらの丘1番地 | 訪問型サービス(独自/定率) | 名称 | ヨナハ丘の上病院 | 医療法人ヨナハ丘の上病院 | 令和6年10月31日 |

三重県告示第808号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において準用する生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和6年11月29日

三重県知事 一見勝之

| 指定介護機関の名称 | 所在地 | 事業(サービス)の種類 | 廃止年月日 |
|---------------------------|----------------|--------------|-----------|
| 医療法人徳洲会 四日市徳洲会短期入所生活介護事業所 | 四日市市久保田二丁目1番2号 | 短期入所生活介護 | 令和6年9月30日 |
| 医療法人徳洲会 四日市徳洲会短期入所生活介護事業所 | 四日市市久保田二丁目1番2号 | 介護予防短期入所生活介護 | 令和6年9月30日 |
| 医療法人徳洲会 四日市徳洲会介護センター | 四日市市久保田2丁目1-2 | 居宅介護支援 | 令和6年9月30日 |

三重県告示第809号

次の者に係る森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和6年11月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 通知することができない者の氏名
中村 壽克
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町相賀字在ノ上15の8
 - (2) 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
主伐に係る立木の伐採を禁止する。

三重県告示第810号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年11月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
久居インターガーデン(Aブロック)
津市久居明神町字風早2370 ほか43筆
- 2 津市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和6年11月29日から令和7年1月6日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第811号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年11月29日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンファーレ

桑名市桑栄町1-1 ほか

2 桑名市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和6年11月29日から令和7年1月6日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第812号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年11月29日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴鹿玉垣ショッピングセンター・ヤマダ電機テックランド鈴鹿店

鈴鹿市北玉垣町字中野801番地 ほか61筆

2 鈴鹿市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和6年11月29日から令和7年1月6日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第813号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年11月29日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ鈴鹿

鈴鹿市庄野共進二丁目3361-5

2 鈴鹿市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和6年11月29日から令和7年1月6日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 814 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 6 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 区域の名称 | 区域の所在 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-------------------------|---------------------|
| 羽黒 2 | 津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、津建設事務所及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 815 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 6 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 区域の名称 | 区域の所在 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------|--|---------------------|
| 流石川右支流 | 桑名市下深谷部 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 |
| 三砂川 | 桑名市上深谷部 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 |
| 桑部 15 | 桑名市桑部 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤尾台 2 丁目 | 桑名市赤尾台 2 丁目 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤尾台 4 丁目 | 桑名市赤尾台 4 丁目、5 丁目 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大仲新田 | 桑名市大仲新田、五反田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野田 6 丁目 2 | 桑名市野田 6 丁目、五反田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 額田 10 | 桑名市額田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野田 6 丁目 1 | 桑名市野田 5 丁目、6 丁目、五反田、嘉例川、森忠 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 816 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 6 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 区域の名称 | 区域の所在 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項 |
|----------|--------------------------|---------------------|--|
| 篠ヶ広川-2 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 伊勢地川支川 1 | 津市美杉町奥津 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |

| | | | |
|----------------|------------------------------|-----|---------|
| 八手俣川支川 3 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 鵜谷川 2 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 鵜谷川 3 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 鵜谷川 4 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 大谷川 3 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 寺谷川 2 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 八手俣川支川 1 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 八手俣川支川 2 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 宇戸原川 2 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 三多気川 1 | 津市美杉町三多気、石名原 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 逢坂川 5 | 津市美杉町石名原 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 逢坂川 6 | 津市美杉町石名原 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 帯子川 4 | 津市美杉町川上 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 雲出川支川 1 | 津市美杉町川上 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 瑞穂 1 | 津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 名張川支川 1 | 津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 雲出川支川 1 | 津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 雲出川支川 2 | 津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 神河川支川 1 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 神河谷川 東谷 川-3 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 比河川支川 1 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 小田川 1 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 雲出川支川 1 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 雲出川支川 2 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 老ヶ野川支川 1 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 老ヶ野川支川 2 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 老ヶ野川支川 3 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 比津川支川 1 | 津市美杉町八知 | 土石流 | 次の図のとおり |

| | | | |
|--------|--------------------------|---------|---------|
| | (詳細は次の図のとおり) | | |
| 梅ヶ広 6 | 津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 大野 8 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 広 3 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 中原 4 | 津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 中原 5 | 津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 篠ヶ広 4 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 山口 8 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 山口 9 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 寺広 5 | 津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 寺広 6 | 津市美杉町竹原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 日神 3 | 津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 猿子 3 | 津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 神河 4 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 比河 3 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 相戸 5 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 相戸 6 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 箱根 6 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 三谷 8 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 三谷 9 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 中村 4 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 中村 5 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 上村 2 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 戸木 7 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 瑞穂 1 | 津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 瑞穂 2 | 津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 上出 1 | 津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 宮崎上切 3 | 津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

| | | | |
|---------|---------------------------------|---------|---------|
| 宮崎上切 4 | 津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 大洞 3 | 津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 中太郎生 12 | 津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 中尾 10 | 津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 東上 4 | 津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 大洞 4 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 老ヶ野 11 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 老ヶ野 12 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 老ヶ野 13 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 払戸 4 | 津市美杉町三多気、石名原、杉平 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 杉平 5 | 津市美杉町杉平 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 掛田 4 | 津市美杉町石名原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 上垣内 2 | 津市美杉町石名原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 逢坂 7 | 津市美杉町石名原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 中垣内 3 | 津市美杉町石名原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 越知 3 | 津市美杉町石名原、奥津 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 比津 11 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 波籠 9 | 津市美杉町奥津 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 比津 12 | 津市美杉町八知、奥津 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 比津 13 | 津市美杉町八知 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 杉平 6 | 津市美杉町杉平 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 中垣内 4 | 津市美杉町石名原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 瀬の原 7 | 津市美杉町石名原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 美杉 29 | 津市美杉町川上 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 萩原 3 | 津市美杉町太郎生 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 中村 6 | 津市美杉町下之川 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 杉平 7 | 津市美杉町杉平、石名原 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、津建設事務所及び津市役所に備え置いて縦覧に供

します。)

三重県告示第 817 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 6 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 区域の名称 | 区域の所在 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項 |
|-------------|--------------------------------------|---------------------|--|
| 宮谷川 | 桑名市上深谷部 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 猪飼-2 | 桑名市多度町猪飼 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 古野 | 桑名市多度町古野、北猪飼 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 赤尾 | 桑名市赤尾 (詳細は次の図のとおり) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 播磨 4 | 桑名市奥新田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 志知 1 | 桑名市志知 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 五反田 1 | 桑名市五反田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 桑部 16 | 桑名市桑部 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 赤尾 3 | 桑名市赤尾、赤尾台 9 丁目 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 野田 5 丁目 | 桑名市野田 5 丁目、嘉例川、森忠 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 野田 6 丁目 3 | 桑名市野田 6 丁目、五反田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 陽だまりの丘 3 丁目 | 桑名市陽だまりの丘 3 丁目、下深谷部 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 星見ヶ丘 7 丁目 | 桑名市星見ヶ丘 7 丁目、8 丁目、額田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 五反田 2 | 桑名市五反田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 桑部 17 | 桑名市桑部 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 赤尾 1 | 桑名市赤尾 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 島田 1 | 桑名市島田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 島田 2 | 桑名市島田 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 額田 9 | 桑名市額田、坂井 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 赤尾 2 | 桑名市赤尾 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 星川 | 桑名市星川 (詳細は次の図のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、桑名建設事務所及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供します。)

| |
|-----|
| 公 告 |
|-----|

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 6 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

水道事業

1 事業の概況

令和 6 年度上半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曾川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に、651 万 9,016 立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重用水系）においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に、627 万 3,250 立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曾岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に、155 万 9,643 立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）においては、津市及び松阪市に、593 万 9,239 立方メートルの給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）においては、津市及び松阪市に、622 万 4,115 立方メートルの給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に、1,046 万 4,495 立方メートルの給水を行いました。

水道事業全体の令和 6 年度上半期の総給水量は、3,697 万 9,758 立方メートルとなりました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県水道事業損益計算書（別表 1）及び三重県水道事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

3 決算の状況

令和 5 年度決算の状況は、令和 5 年度三重県水道事業決算書（別表 3）のとおりです。

別表 1

三重県水道事業損益計算書

令和6年4月1日から

令和6年9月30日まで

(単位：円)

| 費 用 | | 収 益 | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 営 業 費 用 | 4,532,240,819 | 営 業 収 益 | 4,016,409,141 |
| 原 水 及 び 浄 水 費 | 1,355,493,124 | 給 水 収 益 | 4,014,592,722 |
| 配 水 費 | 385,561,718 | そ の 他 営 業 収 益 | 1,816,419 |
| 業 務 費 | 168,816,530 | | |
| 総 係 費 | 182,640,447 | | |
| 減 価 償 却 費 | 2,308,668,500 | | |
| 資 産 減 耗 費 | 131,060,500 | | |
| 営 業 外 費 用 | 80,636,913 | 営 業 外 収 益 | 426,963,911 |
| 支 払 利 息 及 び | 80,636,913 | 受 取 利 息 | 1,012,701 |
| 企 業 債 取 扱 諸 費 | | 長 期 前 受 金 戻 入 | 424,293,500 |
| | | 雑 収 益 | 1,657,710 |
| | | 特 別 利 益 | 33,377,177 |
| | | そ の 他 特 別 利 益 | 33,377,177 |
| | | 当 期 純 損 失 | 136,127,503 |
| 合 計 | 4,612,877,732 | 合 計 | 4,612,877,732 |

別表 2

三重県水道事業貸借対照表

令和 6 年 9 月 30 日

(単位：円)

| 資 産 | | 負 債 資 本 | |
|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 固 定 資 産 | 114,752,585,274 | 固 定 負 債 | 10,429,850,879 |
| 有 形 固 定 資 産 | 80,506,410,267 | 企 業 債 | 5,985,609,051 |
| 無 形 固 定 資 産 | 34,096,175,007 | 引 当 金 | 4,444,241,828 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 150,000,000 | 流 動 負 債 | 2,156,637,840 |
| 流 動 資 産 | 10,681,011,187 | 企 業 債 | 747,352,302 |
| 現 金 預 金 | 9,502,983,341 | 未 払 金 | 222,237,135 |
| 未 収 金 | 748,904,685 | そ の 他 流 動 負 債 | 1,187,048,403 |
| 貯 蔵 品 | 145,499,684 | 繰 延 収 益 | 20,319,976,753 |
| 前 払 金 | 33,380,281 | 負 債 合 計 | 32,906,465,472 |
| そ の 他 流 動 資 産 | 250,243,196 | 資 本 金 | 91,722,025,045 |
| | | 剰 余 金 | 805,105,944 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 869,153,060 |
| | | 欠 損 金 | 64,047,116 |
| | | (うち当期純損失) | (136,127,503) |
| | | 資 本 合 計 | 92,527,130,989 |
| 資 産 合 計 | 125,433,596,461 | 負 債 資 本 合 計 | 125,433,596,461 |

(注) 有形固定資産の減価償却累計額
繰延収益の収益化累計額

79,143,027,686 円

20,031,556,744 円

別表 3

令和5年度 三重県水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

(単位：円)

| 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 予算額に比べ 決算額の増減 | 備 考 |
|------------|---------------|---------------|------------------|----------------------------------|
| 第1款 水道事業収益 | 9,970,706,000 | 9,997,042,516 | 26,336,516 | |
| 第1項 営業収益 | 8,970,357,000 | 9,012,079,860 | 41,722,860 | (うち仮受消費税及び地方消費税 819,069,626円) |
| 第2項 営業外収益 | 1,000,349,000 | 974,500,032 | △25,848,968 | (" 7,011,758円) |
| 第3項 特別利益 | 0 | 10,462,624 | 10,462,624 | |

支 出

(単位：円)

| 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 翌年度 繰越額 | 不 用 額 | 備 考 |
|------------|---------------|---------------|------------|-------------|----------------------------------|
| 第1款 水道事業費用 | 9,764,583,260 | 9,643,990,239 | 1,411,818 | 119,181,203 | |
| 第1項 営業費用 | 9,329,413,660 | 9,246,186,806 | 1,411,818 | 81,815,036 | (うち仮払消費税及び地方消費税 340,118,726円) |
| 第2項 営業外費用 | 433,169,600 | 397,803,433 | 0 | 35,366,167 | (" 6,679,000円) |
| 第3項 予備費 | 2,000,000 | 0 | 0 | 2,000,000 | |

(2) 資本的収入及び支出
収 入

(単位：円)

| 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 予算額に比べ 決算額の増減 | 備 考 |
|--------------|-------------|-------------|------------------|-----|
| 第1款 資本的収入 | 431,494,000 | 431,493,000 | △1,000 | |
| 第1項 補助金 | 226,570,000 | 226,570,000 | 0 | |
| 第2項 出資金 | 54,924,000 | 54,923,000 | △1,000 | |
| 第3項 長期貸付金償還金 | 150,000,000 | 150,000,000 | 0 | |

支 出

(単位：円)

| 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 翌年度 繰越額 | 不 用 額 | 備 考 |
|-----------|---------------|---------------|-------------|-------------|----------------------------------|
| 第1款 資本的支出 | 6,226,322,740 | 5,630,626,865 | 415,809,011 | 179,886,864 | |
| 第1項 建設改良費 | 4,540,296,740 | 3,944,613,848 | 415,809,011 | 179,873,881 | (うち仮払消費税及び地方消費税 351,096,902円) |
| 第2項 償還金 | 1,686,026,000 | 1,686,013,017 | 0 | 12,983 | |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 5,199,133,865 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 351,096,902 円及び過年度分損益勘定留保資金 4,848,036,963 円で補てんした。

工業用水道事業

1 事業の概況

令和6年度上半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に9,765万1,967立方メートルを、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に621万9,897立方メートルを、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に296万3,895立方メートルをそれぞれ給水し、工業用水道事業全体の総給水量は、1億683万5,759立方メートルとなりました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書（別表1）及び三重県工業用水道事業貸借対照表（別表2）のとおりです。

3 決算の状況

令和5年度決算の状況は、令和5年度三重県工業用水道事業決算書（別表3）のとおりです。

別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

令和6年4月1日から

令和6年9月30日まで

(単位：円)

| 費 用 | | 収 益 | |
|-------------------|---------------|-----------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 営 業 費 用 | 3,060,511,651 | 営 業 収 益 | 2,717,157,688 |
| 原水及び浄水費 | 1,078,483,989 | 給水収益 | 2,624,621,262 |
| 配水費 | 197,978,609 | その他営業収益 | 92,536,426 |
| 業務費 | 112,681,196 | | |
| 総係費 | 157,470,357 | | |
| 減価償却費 | 1,410,164,500 | | |
| 資産減耗費 | 103,733,000 | | |
| 営 業 外 費 用 | 84,806,559 | 営 業 外 収 益 | 172,211,803 |
| 支払利息及び 企業債取扱諸費 | 84,798,639 | 受取利息 | 1,049,820 |
| 雑支出 | 7,920 | 長期前受金戻入 | 165,438,500 |
| | | 雑収益 | 5,723,483 |
| | | 特 別 利 益 | 136,421,406 |
| | | その他特別利益 | 136,421,406 |
| | | 当 期 純 損 失 | 119,527,313 |
| 合 計 | 3,145,318,210 | 合 計 | 3,145,318,210 |

別表 2

三重県工業用水道事業貸借対照表

令和 6 年 9 月 30 日

(単位：円)

| 資 産 | | 負 債 資 本 | |
|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 固 定 資 産 | 113,946,806,696 | 固 定 負 債 | 24,955,166,792 |
| 有 形 固 定 資 産 | 110,525,454,932 | 企 業 債 | 19,388,529,695 |
| 無 形 固 定 資 産 | 3,221,351,764 | 引 当 金 | 5,566,637,097 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 200,000,000 | | |
| 流 動 資 産 | 7,357,267,852 | 流 動 負 債 | 1,336,971,155 |
| 現 金 預 金 | 6,478,131,901 | 企 業 債 | 604,212,617 |
| 未 収 金 | 545,807,376 | 未 払 金 | 97,647,677 |
| 貯 蔵 品 | 102,575,729 | そ の 他 流 動 負 債 | 635,110,861 |
| 前 払 金 | 2,990,559 | 繰 延 収 益 | 16,199,015,025 |
| そ の 他 流 動 資 産 | 227,762,287 | 負 債 合 計 | 42,491,152,972 |
| | | 資 本 金 | 77,536,515,999 |
| | | 剰 余 金 | 1,276,405,577 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 1,228,733,715 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 47,671,862 |
| | | (うち当期純損失) | (119,527,313) |
| | | 資 本 合 計 | 78,812,921,576 |
| 資 産 合 計 | 121,304,074,548 | 負 債 資 本 合 計 | 121,304,074,548 |

(注) 有形固定資産の減価償却累計額
繰延収益の収益化累計額

73,551,882,054 円
18,738,166,982 円

別表 3

令和 5 年度 三重県工業用水道事業決算書

(1) 収益の収入及び支出
収 入

(単位：円)

| 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 予算額に比べ 決算額の増減 | 備 考 |
|-----------------|---------------|---------------|------------------|-----------------------------------|
| 第 1 款 工業用水道事業収益 | 6,386,059,000 | 6,381,187,462 | △4,871,538 | |
| 第 1 項 営業収益 | 5,996,951,000 | 5,977,897,114 | △19,053,886 | (うち仮受消費税及び地方消費税 543,353,224 円) |
| 第 2 項 営業外収益 | 389,108,000 | 392,827,724 | 3,719,724 | (" 4,040,697 円) |
| 第 3 項 特別利益 | 0 | 10,462,624 | 10,462,624 | |

支 出

(単位：円)

| 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額 | 備 考 |
|-----------------|---------------|---------------|----------------|-------------|-----------------------------------|
| 第 1 款 工業用水道事業費用 | 6,304,601,000 | 6,001,787,522 | 0 | 302,813,478 | |
| 第 1 項 営業費用 | 6,041,788,000 | 5,785,020,681 | 0 | 256,767,319 | (うち仮払消費税及び地方消費税 232,939,541 円) |
| 第 2 項 営業外費用 | 260,813,000 | 216,766,841 | 0 | 44,046,159 | (" 4,009,304 円) |
| 第 3 項 予備費 | 2,000,000 | 0 | 0 | 2,000,000 | |

(2) 資本的収入及び支出
収 入

(単位：円)

| 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 予算額に比べ 決算額の増減 | 備 考 |
|----------------|---------------|---------------|------------------|-----|
| 第 1 款 資本的収入 | 2,004,153,000 | 1,964,557,762 | △39,595,238 | |
| 第 1 項 企業債 | 1,500,000,000 | 1,500,000,000 | 0 | |
| 第 2 項 補助金 | 165,300,000 | 151,900,000 | △13,400,000 | |
| 第 3 項 出資金 | 306,920,000 | 306,919,458 | △542 | |
| 第 4 項 負担金 | 31,704,000 | 5,738,304 | △25,965,696 | |
| 第 5 項 固定資産売却代金 | 229,000 | 0 | △229,000 | |

支 出

(単位：円)

| 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額 | 備 考 |
|-------------|---------------|---------------|----------------|-------------|-----------------------------------|
| 第 1 款 資本的支出 | 5,340,268,885 | 4,730,401,289 | 448,458,670 | 161,408,926 | |
| 第 1 項 建設改良費 | 4,093,041,885 | 3,483,176,808 | 448,458,670 | 161,406,407 | (うち仮払消費税及び地方消費税 302,388,733 円) |
| 第 2 項 償還金 | 1,147,227,000 | 1,147,224,481 | 0 | 2,519 | |
| 第 3 項 投資 | 100,000,000 | 100,000,000 | 0 | 0 | |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2,765,843,527 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 302,388,733 円及び過年度分損益勘定留保資金 2,463,454,794 円で補てんした。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの三重県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 6 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 事業の概況

令和 6 年度上半期における流域下水道事業の処理水量は次のとおりでした。

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）においては、四日市市、桑名市、いなべ市、員弁郡東員町、三重郡菟野町、同郡朝日町及び同郡川越町からの汚水 1,976 万 3,079 立方メートルを処理しました。

北勢沿岸流域下水道（南部処理区）においては、四日市市、鈴鹿市及び亀山市からの汚水 925 万 6,617 立方メートルを処理しました。

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）においては、津市からの汚水 166 万 3,428 立方メートルを処理しました。

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）においては、津市からの汚水 512 万 9,154 立方メートルを処理しました。

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）においては、津市、松阪市及び多気郡多気町からの汚水 583 万 4,553 立方メートルを処理しました。

宮川流域下水道（宮川処理区）においては、伊勢市、多気郡明和町及び度会郡玉城町からの汚水 387 万 4,294 立方メートルを処理しました。

流域下水道事業全体で、令和 6 年度上半期の総処理水量は、4,552 万 1,125 立方メートルとなりました。

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県流域下水道事業損益計算書（別表 1）及び三重県流域下水道事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

3 決算の状況

令和 5 年度決算の状況は、令和 5 年度三重県流域下水道事業決算書（別表 3）のとおりです。

別表 1

三重県流域下水道事業損益計算書

令和6年4月1日から
令和6年9月30日まで

(単位：円)

| 費用 | | 収益 | |
|-------------------|---------------|-----------|---------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 営業費用 | 6,446,893,258 | 営業収益 | 2,311,530,072 |
| 管渠費 | 995,545 | 維持管理負担金収益 | 2,311,530,072 |
| ポンプ場費 | 87,386,500 | | |
| 処理場費 | 2,577,607,303 | | |
| 総係費 | 56,757,910 | | |
| 減価償却費 | 3,699,664,000 | | |
| 資産減耗費 | 24,482,000 | | |
| 営業外費用 | 254,563,949 | 営業外収益 | 3,690,607,495 |
| 支払利息及び 企業債取扱諸費 | 254,563,949 | 受取利息及び配当金 | 140 |
| | | 他会計補助金 | 300,000,000 |
| | | 長期前受金戻入 | 3,390,254,500 |
| | | 雑収益 | 352,855 |
| | | 当期純損失 | 699,319,640 |
| 合計 | 6,701,457,207 | 合計 | 6,701,457,207 |

別表 2

三重県流域下水道事業貸借対照表

令和 6 年 9 月 30 日

(単位：円)

| 資 産 | | 負 債 資 本 | |
|---------------|-----------------|---------------------|-----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 固 定 資 産 | 229,860,125,869 | 固 定 負 債 | 35,100,837,126 |
| 有 形 固 定 資 産 | 229,851,461,914 | 企 業 債 | 35,100,837,126 |
| 無 形 固 定 資 産 | 8,663,955 | 流 動 負 債 | 3,002,269,710 |
| 流 動 資 産 | 1,501,891,628 | 一 時 借 入 金 | 1,000,000,000 |
| 現 金 預 金 | 290,729,001 | 企 業 債 | 1,508,535,676 |
| 前 払 金 | 864,996,027 | 維 持 管 理 負 担 金 繰 越 金 | 248,581,069 |
| そ の 他 流 動 資 産 | 346,166,600 | そ の 他 流 動 負 債 | 245,152,965 |
| | | 繰 延 収 益 | 163,885,832,245 |
| | | 負 債 合 計 | 201,988,939,081 |
| | | 資 本 金 | 9,752,701,806 |
| | | 剰 余 金 | 19,620,376,610 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 19,673,832,076 |
| | | 欠 損 金 | 53,455,466 |
| | | (うち当期純損失) | (699,319,640) |
| | | 資 本 合 計 | 29,373,078,416 |
| 資 産 合 計 | 231,362,017,497 | 負 債 資 本 合 計 | 231,362,017,497 |

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 34,039,141,548 円
繰延収益の収益化累計額 31,277,652,500 円

別表 3

令和5年度 三重県流域下水道事業決算書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

(単位：円)

| 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 予算額に比べ 決算額の増減 | 備 考 |
|---------------|----------------|----------------|------------------|----------------------------------|
| 第1款 流域下水道事業収益 | 13,740,006,000 | 13,696,641,437 | △43,364,563 | |
| 第1項 営業収益 | 6,342,965,000 | 6,252,405,686 | △90,559,314 | (うち仮受消費税及び地方消費税 590,997,854円) |
| 第2項 営業外収益 | 7,397,041,000 | 7,444,235,751 | 47,194,751 | (" 1,102,686円) |

支 出

(単位：円)

| 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額 | 備 考 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|-------------|----------------------------------|
| 第1款 流域下水道事業費用 | 13,747,277,000 | 13,488,428,382 | 0 | 258,848,618 | |
| 第1項 営業費用 | 13,009,127,000 | 12,870,636,340 | 0 | 138,490,660 | (うち仮払消費税及び地方消費税 478,573,852円) |
| 第2項 営業外費用 | 668,103,000 | 548,245,821 | 0 | 119,857,179 | (" 404,848円) |
| 第3項 予備費 | 500,000 | 0 | 0 | 500,000 | |
| 第4項 特別損失 | 69,547,000 | 69,546,221 | 0 | 779 | |

(2) 資本的収入及び支出
収 入

(単位：円)

| 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 予算額に比べ 決算額の増減 | 備 考 |
|-----------|----------------|----------------|------------------|----------------------------------|
| 第1款 資本的収入 | 15,872,332,000 | 11,198,390,000 | △4,673,942,000 | |
| 第1項 企業債 | 3,149,000,000 | 2,242,400,000 | △906,600,000 | |
| 第2項 補助金 | 9,948,901,000 | 7,297,460,000 | △2,651,441,000 | |
| 第3項 負担金 | 2,774,431,000 | 1,658,530,000 | △1,115,901,000 | (うち仮受消費税及び地方消費税 150,775,433円) |

支 出

(単位：円)

| 区 分 | 予 算 額 | 決 算 額 | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額 | 備 考 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|-----------|----------------------------------|
| 第1款 資本的支出 | 16,559,680,000 | 12,083,956,660 | 4,474,463,000 | 1,260,340 | |
| 第1項 建設改良費 | 13,545,759,000 | 9,070,041,742 | 4,474,463,000 | 1,254,258 | (うち仮払消費税及び地方消費税 789,994,333円) |
| 第2項 償還金 | 3,013,921,000 | 3,013,914,918 | 0 | 6,082 | |

資本的収入額から翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額 369,648,000 円を除き、前年度から繰り越された支出の財源に充当した額 523,740,000 円を加えた額 11,352,482,000 円が、資本的支出額に不足する額 731,474,660 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 113,121,840 円及び当年度分損益勘定留保資金 618,352,820 円で補てんした。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 6 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 業務の概況

三重県病院事業は、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の 3 病院を管理運営し、県民の健康保持と医療水準の向上に努めています。

令和 6 年度の業務予定量に対する令和 6 年 9 月 30 日現在の実績は、次のとおりです。

| | 年間業務予定量 | 9 月末実績 |
|-------------------|-----------|----------|
| (1) 病 床 数 | 736 床 | 736 床 |
| 一 般 病 床 | 282 床 | 282 床 |
| 精 神 病 床 | 418 床 | 418 床 |
| 療 養 病 床 | 36 床 | 36 床 |
| (2) 年 間 患 者 数 | | |
| 入 院 | 162,936 人 | 71,709 人 |
| 外 来 | 126,903 人 | 57,488 人 |
| (3) 1 日 平 均 患 者 数 | | |
| 入 院 | 446 人 | 392 人 |
| 外 来 | 522 人 | 464 人 |

2 経理の状況

今期末の経理の状況は、三重県病院事業損益計算書（別表 1）及び三重県病院事業貸借対照表（別表 2）のとおりです。

3 決算の状況

令和 5 年度決算の状況は、令和 5 年度三重県病院事業決算書（別表 3）のとおりです。

別表 1

三重県病院事業損益計算書

令和 6 年 4 月 1 日から
令和 6 年 9 月 30 日まで

(単位：円)

| 費 用 | | 収 益 | |
|------------------------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 医 業 費 用 | 2,713,806,661 | 医 業 収 益 | 1,163,526,601 |
| 給 与 費 | 1,398,218,042 | 入 院 収 益 | 917,949,880 |
| 材 料 費 | 117,091,880 | 外 来 収 益 | 215,028,370 |
| 経 費 | 917,562,672 | そ の 他 医 業 収 益 | 30,548,351 |
| 減 価 償 却 費 | 276,158,534 | | |
| 資 産 減 耗 費 | 215,869 | | |
| 研 究 研 修 費 | 4,559,664 | | |
| 医 業 外 費 用 | 100,075,457 | 医 業 外 収 益 | 1,453,655,592 |
| 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費 | 35,446,127 | 受 取 利 息 配 当 金 | 94,098 |
| 長 期 前 払 消 費 税 償 却 | 13,832,294 | 他 会 計 補 助 金 | 64,736,000 |
| 患 者 外 給 食 材 料 費 | 151,892 | 長 期 前 受 金 戻 入 | 157,550,500 |
| 雑 損 失 | 50,645,144 | 補 助 金 | 3,139,000 |
| | | 負 担 金 | 1,131,834,000 |
| | | そ の 他 医 業 外 収 益 | 96,301,994 |
| | | 当 期 純 損 失 | 196,699,925 |
| 合 計 | 2,813,882,118 | 合 計 | 2,813,882,118 |

別表 2

三重県病院事業貸借対照表

令和 6 年 9 月 30 日

(単位：円)

| 資 産 | | 負 債 資 本 | |
|-----------------|---------------|----------------------------|-----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 固 定 資 産 | 7,418,477,219 | 固 定 負 債 | 10,448,013,195 |
| 有 形 固 定 資 産 | 7,139,578,263 | 企 業 債 | 4,793,916,065 |
| 土 地 | 464,839,163 | 他 会 計 借 入 金 | 4,580,592,278 |
| 建 物 | 5,654,036,696 | 引 当 金 | 1,073,504,852 |
| 構 築 物 | 233,237,301 | 流 動 負 債 | 813,310,617 |
| 器 械 備 品 | 775,028,242 | 企 業 債 | 367,247,753 |
| 車 両 | 2,209,354 | 引 当 金 | 182,227,000 |
| 建 設 仮 勘 定 | 10,227,507 | 未 払 金 | 247,697,850 |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,298,889 | 未 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 | 1,402,300 |
| 電 話 加 入 権 | 2,298,889 | そ の 他 流 動 負 債 | 14,735,714 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 276,600,067 | 繰 延 収 益 | 1,252,260,052 |
| 長 期 貸 付 金 | 3,600,000 | 負 債 合 計 | 12,513,583,864 |
| 長 期 前 払 消 費 税 | 272,830,067 | 資 本 金 | 311,409,778 |
| そ の 他 投 資 | 170,000 | 剰 余 金 | △ 3,224,731,225 |
| 流 動 資 産 | 2,181,785,198 | 資 本 剰 余 金 | 1,371,558,750 |
| 現 金 預 金 | 1,699,540,024 | 受 贈 財 産 評 価 額 | 12,058,750 |
| 未 収 金 | 409,504,458 | 県 費 負 担 金 | 1,359,500,000 |
| 貯 蔵 品 | 5,737,539 | 欠 損 金 | 4,596,289,975 |
| 前 払 金 | 57,356,370 | 繰 越 欠 損 金 前 年 度 末 残 高 | 4,399,590,050 |
| そ の 他 流 動 資 産 | 9,646,807 | 当 期 純 損 失 | 196,699,925 |
| 資 産 合 計 | 9,600,262,417 | 資 本 合 計 | △ 2,913,321,447 |
| | | 負 債 資 本 合 計 | 9,600,262,417 |

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

18,637,188,470 円

繰延収益の収益化累計額

7,144,640,441 円

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 6 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
鈴鹿市
- 2 調査を行った期間
平成 31 年 4 月から令和 5 年 3 月まで
- 3 成果の名称
鈴鹿市（磯山 I - ②調査区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
鈴鹿市磯山三丁目地内ほか
- 5 認証年月日
令和 6 年 11 月 18 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市農林事務所長から通知がありました。

令和 6 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 6 年 10 月 30 日から令和 7 年 3 月 24 日まで
- 3 作業地域
鈴鹿市稲生町

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定により、下記の業者に営業の停止を命じたので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 6 年 11 月 29 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 処分をした年月日
令和 6 年 11 月 28 日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
株式会社丸昇建設 代表取締役 瀬川 桂
所在地 三重県尾鷲市倉ノ谷町 26-21
許可番号 三重県知事許可（特-5）第 19218 号
- 3 処分の内容
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
とび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
 - (2) 停止を命ずる期間
令和 6 年 12 月 12 日から令和 7 年 12 月 11 日までの 1 年間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社丸昇建設 元代表取締役は、中部地方整備局名古屋港湾事務所発注の公共事業において刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6（公契約関係競売入札妨害）等の罪により懲役刑の判決を受け、その刑が確定している。
このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当する。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しま

した。

なお、関係図書は、三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和6年11月29日

三重県知事 一見勝之

| 指 定 年 月 日 | 申 請 者 | | 道路の位置 | 道路幅員及び延長 | | |
|-----------------------|---------------------|--------------------------|---------------------------|------------|------------|------------|
| | 氏 名 | 住 所 | | 道 路 番 号 | 幅 員 (m) | 延 長 (m) |
| 令和6年 11月19日 | 川瀬開発不動産 代表 川瀬 正人 | 三重県いなべ市北勢町阿 下喜 2723-2 | いなべ市北勢町阿下 喜字下北田 2133-4 | A | 6.0 | 27.4 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和6年11月29日

三重県知事 一見勝之

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----------------|---|---|
| 令和6年 11月14日 | 三重郡川越町大字当新田字宮前 630-1 ほか3筆 | 三重郡川越町大字当新田 623 株式会社暁興産 代表取締役 伊藤 康彦 |
| 令和6年 11月14日 | 三重郡川越町大字当新田字宮前 632-1 ほか1筆 | 愛知県名古屋港区川間町2丁目246 石井興商株式会社 代表取締役 久野 美代子 |
| 令和6年 11月15日 | 員弁郡東員町大字山田字西畑田 914-2 ほか1筆 | 四日市市蔦田3丁目9-31 ラウレアⅡ201 大山 裕斗 |
| 令和6年 11月18日 | 員弁郡東員町大字鳥取字赤土 474 ほか2筆及び字老 本杉 675 ほか7筆 | 桑名市神成町2丁目72 株式会社桑名開発企業 代表取締役 伊藤 実 |
| 令和6年 11月19日 | 三重郡菰野町大字潤田字落合 696-1 の一部ほか64筆 及び字大工垣内 835-4 | 四日市市浜田町1-15 株式会社リョーケン 代表取締役 寺本 弘幸 |

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年11月29日

三重県知事 一見勝之

- 1 特定役務の名称 漁業調査船「あさま」浮棧橋設置及びその他係留設備工事
- 2 担 当 部 局 三重県志摩市浜島町浜島 3564-3
三重県水産研究所総務調整課
- 3 落札者決定日 令和6年11月12日
- 4 落 札 者 三重県伊勢市小木町 604-3
朝日丸建設株式会社 代表取締役 牧原 康
- 5 落 札 金 額 入札価格 85,000,000 円
契約金額 93,500,000 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和6年10月1日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
